

【契約書別紙】＜令和 7 年 6 月 1 日 現在＞

通所介護、予防専門型通所サービス サービス利用 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (052) 309-4139 (午前9時00分～午後6時00分まで)

担当 高橋 譲治 * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	健遊館 おはぎの湯 デイサービスセンター
所在地	愛知県名古屋市東区伏屋二丁目411番地
介護保険事業所番号	2 3 7 1 0 0 2 9 0 4
サービスを提供する対象地域	中川区、中村区、港区及び海部郡蟹江町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
生活相談員	2名		2名
看護職員		2名	2名
介護職員	2名	11名	13名
機能訓練指導員		2名	2名

※ 介護職員を兼任いたします。

※ うち1名は介護職員を兼任いたします。

※ 機能訓練指導員は看護職員が兼任いたします。

(3) 当事務所の設備の概要

定員	39名	静養室	1室 1床 7.7 m ²
食堂兼機能訓練室	1室 119.01 m ²	相談室	1室 3.14 m ²
浴室	一般浴槽があります。	送迎車	5台

(4) 営業時間及びサービス提供時間

営業日	月・火・水・木・金・土の週6日営業
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
サービス提供時間	午前9時45分～午後16時50分 (予防専門型通所の場合、提供時間内での時間短縮可)

3. サービス内容

- ①送迎 車椅子用のリフトつきの車両にて送迎いたします。
- ②食事 献立表に応じた食事を提供いたします。
- ③入浴 身体状況に応じた設備で、入浴を行います。
- ④生活相談 常勤の生活相談員が対応いたします。
- ⑤機能訓練 機能訓練指導員が対応いたします。

4. 料金

(1) 利用料金

①-A 通所介護利用料 (要介護)

	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要介護1	¥7,027	¥703	¥1,406	¥2,109
要介護2	¥8,298	¥830	¥1,660	¥2,490
要介護3	¥9,612	¥962	¥1,923	¥2,884
要介護4	¥10,925	¥1,093	¥2,185	¥3,278
要介護5	¥12,260	¥1,226	¥2,452	¥3,678

①-B 予防専門型通所サービス利用料 (事業対象者、要支援)

	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者、要支援1、 要支援2で週1回利用	¥19,202	¥1,921	¥3,841	¥5,761
要支援2で週2回利用	¥38,672	¥3,868	¥7,735	¥11,602

②入浴費（要介護のみ）

介助浴1回あたり¥427 ただし、利用者負担（1割）は¥43、同（2割）は¥86、同（3割）は¥129です。

③送迎費の減額

事業所が送迎を行わない場合片道あたり¥501減額 ただし、利用者負担（1割）は¥51減額、同（2割）は¥101減額、同（3割）は¥151減額です。

④介護職員処遇改善加算（Ⅱ）費

1ヶ月の介護保険適用サービス利用料合計額の9.0%を当費用額とします。ただし、介護保険適用時の自己負担額は、負担割合を乗じた値です。

⑤食費実費（全額自己負担）

1食あたり ¥777

⑥陶芸教室材料費（全額自己負担）

1作品あたり ¥1,100（参加時徴収します）

⑦その他

上記の他、別途費用が掛かる場合は、事前に告知致します。

（2）支払方法

利用月の翌月15日頃までに前月分の請求をいたします。お支払方法は、原則銀行・郵便局口座からの自動引落とさせていただきます。引落は、利用月の翌月27日といたします。尚、27日が銀行・郵便局の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

5. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込ください。当事業所の職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会理念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終わることができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の特徴等

（1）運営の方針

- ① 当事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る

ための援助を行います。

- ② 当事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。

特に、痴呆の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービスの提供を行います。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎時間の連絡 送迎の時間は事前に連絡いたします。但し交通の状況等により時間が前後する場合があります。また事業所の都合により時間の変更をお願いする場合があります。
- ・体調確認 事業所に到着後、看護職員による体温・血圧・脈拍等の測定を行い、利用当日の利用者の体調確認を行います。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更 利用者の体調不良等によりサービスを中止・変更する場合は、家族等に連絡し、対応いたします。
- ・食事のキャンセル 利用者の体調不良等により食事をキャンセルする場合は、食材料費等の実費等の実費はいただきません。
- ・設備、器具の利用 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償して頂く場合がございます。
- ・喫煙 喫煙は家族等の同意があれば原則として自由です。但し、他の利用者に迷惑をかけないようにしてください。
喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。
- ・所持品の持ちこみ 貴重品、高額の現金の持ち込みはご遠慮ください。紛失等の責任を負いかねる場合がございます。
- ・ペット類の持ちこみ 事業所内への、ペット類の持ち込みはお断りいたします。
- ・宗教、政治活動 事業所内で、事業者やサービス従業者または他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・金品の譲渡 当センターにおいて利用者、スタッフ間における現金、金券ならびにそれにかわる品物等の譲渡は禁止いたします。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急病院、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

救急 病院	病院名	申込書記載	
	連絡先		
主治医	主治医氏名	申込書記載	
	連絡先		
ご家族	氏名	申込書記載	
	連絡先		

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別途定める「健遊館 おはぎの湯 デイサービスセンター 消防計画」に従って対応いたします。
- ・防災設備 自動火災報知器、非常通報装置、消火器、非常用電源等を設置。
- ・防災訓練 別途定める「健遊館 おはぎの湯 デイサービスセンター 消防計画」に従って避難訓練等を実施します。
- ・防火責任者 佐久間 恵市

9. サービス内容に関する苦情

①当事務所ご利用者相談・苦情担当

担当 高橋 譲治 電話 (052) 309-4139

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室 電話 (052) 971-4165
- ・名古屋市役所 介護保険課 電話 (052) 959-3087
- ・名古屋市中川区役所 福祉課 介護・保健・福祉相談窓口 電話 (052) 363-4415
- ・蟹江町役場 介護支援課 電話 (0567) 95-1111

10. 当法人の概要

名称・法人種別 株式会社シルバーライフライン
本部所在地 愛知県名古屋市中川区伏屋二丁目411番地
定款の目的に定めた事業 1、通所介護事業
2、介護予防・日常生活支援総合事業

通所介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 愛知県名古屋市中川区伏屋二丁目411番地
名称 健遊館 おはぎの湯 デイサービスセンター
管理者 高橋 譲治

説明者 氏名 佐久間 恵市

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者

<氏 名>

(代理人)

<氏 名>